

最高裁秘書第900号

平成30年3月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月11日付け（同月15日受付、最高裁秘書第140号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

宮崎裕子最高裁判所判事は、日弁連が最高裁に推薦した9人のうちの1人であることがインターネットで公表された結果、どのような弊害が発生しているかについて最高裁が作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である特定の最高裁判所判事の人選に関する情報（行政機関情報公開法第5条第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）